○芳賀町最低制限価格制度事務処理要領

平成19年９月７日訓令第43号

改正

平成23年３月31日訓令第５号

平成23年10月５日訓令第９号

芳賀町最低制限価格制度事務処理要領

（目的）

第１条　この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第２項の規定（第167条の13の規定により準用する場合を含む。）に基づく最低制限価格制度（予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする制度をいう。）の手続について必要な事項を定めるものとする。

（対象となる入札）

第２条　最低制限価格制度の対象となる入札は、設計金額が130万円を超える請負工事とする。

（最低制限価格の設定）

第３条　最低制限価格は、原則として予定価格算定の基礎となる請負対象金額のうち、次の各号の合計額（ただし、その額が予定価格に10分の９を乗じて得た額を超える場合は、10分の９を乗じて得た額として、予定価格に10分の７を乗じて得た額に満たない場合は、10分の７を乗じて得た額）から１万円未満の端数を切り捨てた額とする。

（１）　直接工事費の額（ただし、建築工事及び設備工事はこれに10分の9.5を乗じて得た額）に10分の9.5を乗じて得た額

（２）　共通仮設費の額に10分の９を乗じて得た額

（３）　現場管理費相当額に10分の８を乗じて得た額

（４）　一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

２　前項の規定にかかわらず、解体工事における最低制限価格は、予定価格に10分の７を乗じて得た額から１万円未満の端数を切り捨てた額とする。

（入札公告又は周知）

第４条　入札公告又は指名通知に、最低制限価格を設けた旨を明記するものとする。

（開札）

第５条　入札執行者は、最低制限価格を下回る入札が行われた場合、当該入札をした者を落札者としないものとし、当該入札者に対して地方自治法施行令第167条の10第２項の規定により落札者としない旨告げるものとする。

（入札経過の報告）

第６条　入札執行者は、前条の決定を行った場合、入札記録書に当該入札を「失格」と決定した旨、記載するものとする。

（その他）

第７条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この訓令は、平成19年９月10日から施行する。

附　則（平成23年３月31日訓令第５号）

この訓令は、平成23年４月１日から施行する。

附　則（平成23年10月５日訓令第９号）

この訓令は、公布の日から施行から施行する。

附　則（平成28年３月18日訓令第１号）

この訓令は、平成28年４月１日から施行する。